

議案第74号

天理市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

天理市立病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成18年12月7日提出

天理市長 南 佳 策

天理市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天理市立病院事業の設置等に関する条例（昭和43年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改め、同条第2項中「特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第101号）」を「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）」に改める。

別表第1項中「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号）」を「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。